

別表第1（第7条関係）

1 集会施設使用料

(1) ホール等使用料

種別	単位	使用料	
		本市の市民	本市の市民でない者
ホール1	1時間につき	1,100円	1,320円
ホール2	1時間につき	550円	660円
会議室1	1時間につき	220円	270円
会議室2	1時間につき	220円	270円

備考

- 1 入場料を徴収する場合又は商品の展示をする場合の使用料は、規定使用料の2倍の額とする。
- 2 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する（1の(2)、2の(2)、2の(3)及び2の(4)において同じ。）。

(2) 設備・器具使用料

設備区分	単位	使用料
放送設備	1時間につき	550円
ピアノ	1回につき	1,980円

備考 ピアノの使用単位の1回とは、4時間以内の使用をいう。

2 体育施設使用料

(1) 体育館使用料

ア 専用使用又は一部専用使用の場合

使用区分	専用使用の使用料（一部専用使用の使用料は、2分の1相当額）
------	-------------------------------

				A	B	C	D	E
				午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
				円	円	円	円	円
入場料を徴収しないとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	平日	2,200	1,650	1,650	2,200	2,200
			日曜日等	2,750	2,090	2,090	2,750	2,750
	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	高校生以下（高専校生を含む。）	平日	1,100	880	880	1,100	1,100
			日曜日等	1,430	1,100	1,100	1,430	1,430
	その他の行事である場合		平日	6,600	4,950	4,950	6,600	6,600
			日曜日等	8,250	6,270	6,270	8,250	8,250
入場料を徴収するとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	平日	4,400	3,300	3,300	4,400	4,400
			日曜日等	5,500	4,180	4,180	5,500	5,500
	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	高校生以下（高専校生を含む。）	平日	2,200	1,650	1,650	2,200	2,200
			日曜日等	2,750	2,090	2,090	2,750	2,750
	その他の行事である場合		平日	26,400	19,800	19,800	26,400	26,400
			日曜日等	33,000	24,750	24,750	33,000	33,000

備考

- 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は休日をいう。
- 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料の額は、1時間につき、A欄に掲げる額の3分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料の額は、1時間につき、E欄に掲げる額の2分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 正午から午後1時までの使用に係る使用料の額は、A欄の使用時間の延長については同欄の使用料の額の3分の1に相当する額、B欄の使用時間の繰上げについては同欄の使用料の

額の2分の1に相当する額とする。

- 5 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

イ 個人使用の場合

使用区分	単位	使用料
一般	1回につき	110円
高校生以下 (高専校生を含む。)	1回につき	50円

備考

- 1 使用単位の1回とは、専用使用又は一部専用使用の場合の表に掲げる時間区分の単位をいう。
- 2 未就学児は、無料とする。

(2) 会議室使用料

種別	単位	使用料
会議室	1時間につき	220円

(3) 設備・器具使用料

設備区分	単位	使用料
放送設備	1時間につき	550円

(4) 電気使用料

使用区分	単位	使用料
競技場	専用使用	1時間につき 1,100円
	一部専用使用	1時間につき 550円
特殊電源装置	1時間につき	1,100円

別表第2（第8条関係）

施設名	減免の対象	減免率
集会施設	市が自ら行政目的のため使用する場合又は専修学校（高等課程を除く。）の主催で生徒の教育目的のため教員等の直接指導により使用する場合	100分の75
	官公署、専修学校（高等課程を除く。）、大学又は公共的団体が市とともに使用する場合	100分の50
	官公署、専修学校（高等課程を除く。）、大学又は公共的団体が自ら使用する場合で、その目的が公益のためにあるとき。	100分の25
体育施設	市が主催する体育行事で使用する場合	100分の100
	市が後援する体育行事で使用する場合	100分の25